

申告書の作成・提出はお早めに



3月16日まで受け付けます

ことしも市・県民税と所得税の申告の時期になりました。市・県民税は2月2日(月)、所得税は2月16日(月)から申告を受け付けます。会場により受付時間が異なりますので、日程を確認してください。

受付時間を確認して各会場で

市・県民税、所得税の申告会場と受付日時は、3ページの表の通りです。それぞれの申告会場と受付日時を確認して申告してください(市・県民税申告の受け付けについては、税務署特設会場ではありません)。

申告の際は、申告書にあらかじめ住所・氏名の記入、押印をしてください。

なお、次の日時は大変混雑することが予想されますので、避けて申告することをお勧めします。

- 午前9時前後(全ての会場)
- 市役所の月曜日
- 市役所の3月9日以降

○下総・大栄支所の午前中
早めに準備をして、できるだけ早く申告を済ませましょう。

市・県民税の申告

2月2日(月)～3月16日(月)

平成27年1月1日現在市内に住んでいた人で、平成26年中に次に当てはまる人は、市・県民税の申告をする必要があります。

ただし、平成26年分の所得税の確定申告をした人や、勤務先から給与支払報告書(年末調整済み)が提出される人は、市・県民税の申告をする必要がありません。

○事業所得などがあった人：営業・農業(収支内訳書を作成し、持ってきてください)・そのほかの事業での所得や、不動産・

配当などの所得があった人所得が少ない場合や赤字の場合でも申告が必要です)

○給与所得者で次のいずれかに当てはまる人

・勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていない人

・給与所得以外に所得があった人

・平成26年中に退職し、平成27年1月1日現在就職していない人

○「公的年金等」の受給者で次のいずれかに当てはまる人

・「公的年金等」の所得以外に所得があった人

・公的年金の源泉徴収票に記載された所得控除以外に、扶養控除や社会保険料控除などの所得控除を追加する人

○平成26年中に所得がなかった人

・国民健康保険税の算定資料や、非課税証明書交付の資料になる

ので、市・県民税の申告書を提出してください。ただし、平成27年1月1日現在市内に住んで

申告会場と受付日時

混雑の状況によっては、時間内であっても受け付けを終了することがあります。

会場	受付日	受付時間
市・県民税(営業・不動産・農業所得を除く)の申告		
市民税課(市役所2階)	2月2日(月)～13日(金)(土・日曜日、祝日を除く)	午前9時～正午 午後1時～5時
市・県民税と所得税の申告		
市役所6階中会議室	2月16日(月)～3月16日(月)(土・日曜日を除く。ただし、2月22日(日)と3月1日(日)は受け付けます)	午前9時～正午 午後1時～5時
下総支所2階会議室	2月20日(金)・22日(日)・23日(月)	
大栄支所2階会議室	2月27日(金)、3月1日(日)・2日(月)	
八生公民館	2月18日(水)	
公津公民館	2月19日(水)	
三里塚コミュニティセンター	2月25日(水)	午前9時～正午
久住公民館	2月26日(水)	
豊住公民館	3月4日(水)	
中郷公民館	3月5日(水)	
保健福祉館	3月6日(金)	
所得税の申告		
成田税務署特設会場(イオンモール成田2階イオンホール)	2月16日(月)～3月16日(月)(土・日曜日を除く。ただし、2月22日(日)と3月1日(日)は受け付けます)	午前9時～午後4時 (提出は午後5時まで)

いる人の扶養親族になっている配偶者や子どもなどは、申告の必要はありません
 ○市内に住んでいないが、平成27年1月1日現在市内に事務所・事業所・家屋敷がある人
申告を忘れると
 今回の申告は、平成27年度の市・県民税を算出する基礎となります。
 申告をししないと、保育園に入園するとき、融資を受けるとき、公営住宅に入居するときなどに必要

な証明書類の発行ができません。必ず申告をしてください。
※市・県民税についてくわしくは市民税課(☎20・1513)へ。
所得税の確定申告
2月16日(月)～3月16日(月)
 会場は左表の通りです(成田税務署特設会場は午前10時までは入口が立体駐車場連絡通路から入る2階C入口になります)。
 ただし、次に当てはまる人は成田税務署特設会場で申告してください。

- 分離課税(譲渡・配当・山林・退職所得)となる人
- 営業や農業などの事業収入・不動産収入が500万円以上となる人
- 青色申告をする人
- 雑損控除を受ける人
- 寄附金控除を受ける人
- 住宅借入金等特別控除を初めて受ける人
- 準確定申告(納税者が出国・死亡した場合の申告)をする人
- また、所得税の還付申告は、2月2日(月)から成田税務署特設会場で受け付けています。早めに申告を済ませてください。
- 年金所得者は確定申告が不要な場合も**
 「公的年金等」の収入金額の合計が400万円以下で、それ以外の所得金額が20万円以下である場合、所得税の確定申告をする必要はありません(所得税の還付を受けるための確定申告はできません)。ただし、この要件に当てはまる人でも市・県民税の申告が必要な場合があります。
- e・Taxを利用して自宅のパソコンから確定申告**
 国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」で作成した申告書などのデータをe・Taxを利用して自宅から税務署に送信できます。

- また、e・Taxには次のメリットがあります。
- 添付書類の提出を省略：確定申告の添付書類の提出・提示を省略することが出来ます(申告期限から5年間、税務署から書類の提出・提示を求められることがありません)
- 還付金がスピーディー：還付申告は処理期間が3週間程度に短縮されます(書面での提出の場合、6週間程度かかります)
- e・Taxを利用するためには**
 電子証明書の取得(市役所1階市民課で住民基本台帳カードと併せて電子証明書を取得できます)とICカードリーダーの購入が必要です。電子証明書の受け付けは平日のみで、交付手数料は1件500円です。
- また、確定申告の時期は大変混雑するため、発行手続きに時間がかかる場合があります。
- ※所得税の確定申告についてくわしくは成田税務署(☎28・5151)または国税庁ホームページ(http://www.nta.go.jp)、電子証明書についてくわしくは市民課(☎20・1525)へ。**

申告のときに必要なもの

- 全ての人：印鑑(ゴム製を除く)
- 給与所得者と年金所得者：源泉徴収票の原本(コピーは不可)
- 事業を営んでいる人：収入や支出が分かるもの、前年の収支内訳書(控用)
- 医療費控除を受ける人：医療費の領収書、保険金などで補てんされる金額が分かるもの
- 社会保険料控除・寄附金控除を受ける人：支払金額の確認ができるもの
- 生命保険料控除・地震保険料控除を受ける人：支払証明書
- 障害者控除を受ける人：障害者手帳など
- 所得税の還付を受ける人：申告者本人の預貯金口座の種類と番号が分かるもの

郵送でも提出できます

郵送で申告書を提出する場合は、次の宛先へ送付してください。

- 市・県民税申告書
〒286・8585 花崎町7-60 成田市役所市民税課
- 確定申告書
〒286・8501 加良部1-15 成田税務署